

## 医業未収金等について

<平成22年度において、原因究明せずに不明金を特別損失等で処理したものの状況（当初調査対象に含まれていなかった川崎社会保険病院）>

### [特別損益計上]

平成22年度決算において、医業未収金等についてあるべき残高を算出し、会計帳簿の差額を修正したものである。当該差額が何が原因で発生したもののなのかは過去の管理状況等が悪く、個々の理由を把握することは困難な状況である。

【平成22年度特別損失 220,914,213 円】

### 上記資料における、医業未収金等について（RFO説明の主要項目）

- ①固定資産（医療機器等）について、固定資産実査の結果と実際帳簿価格との差額
- ②固定資産（建物付属設備等）に係る減価償却費について、償却計算誤りによる修正
- ③医業未収金について、あるべき残高を算出した結果と実際帳簿価額との差額
- ④買掛金について、あるべき残高を算出した結果と実際帳簿価額との差額

### ※ 医業未収金について（主要な項目）

#### ①保険診療を行った場合の診療報酬の本人負担分

通常は、診療終了後に現金受領するものであるが、支払が行われず、未収金が発生する場合がある。

#### ②保険診療を行った場合の診療報酬の保険者負担分

毎月まとめて、患者が加入している支払基金や国保連合会等の審査支払機関に請求するものであるが、実際に入金されるまでの間、医業未収金となる。